

個人情報保護法について

個人情報保護委員会事務局

個人情報保護法について

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定

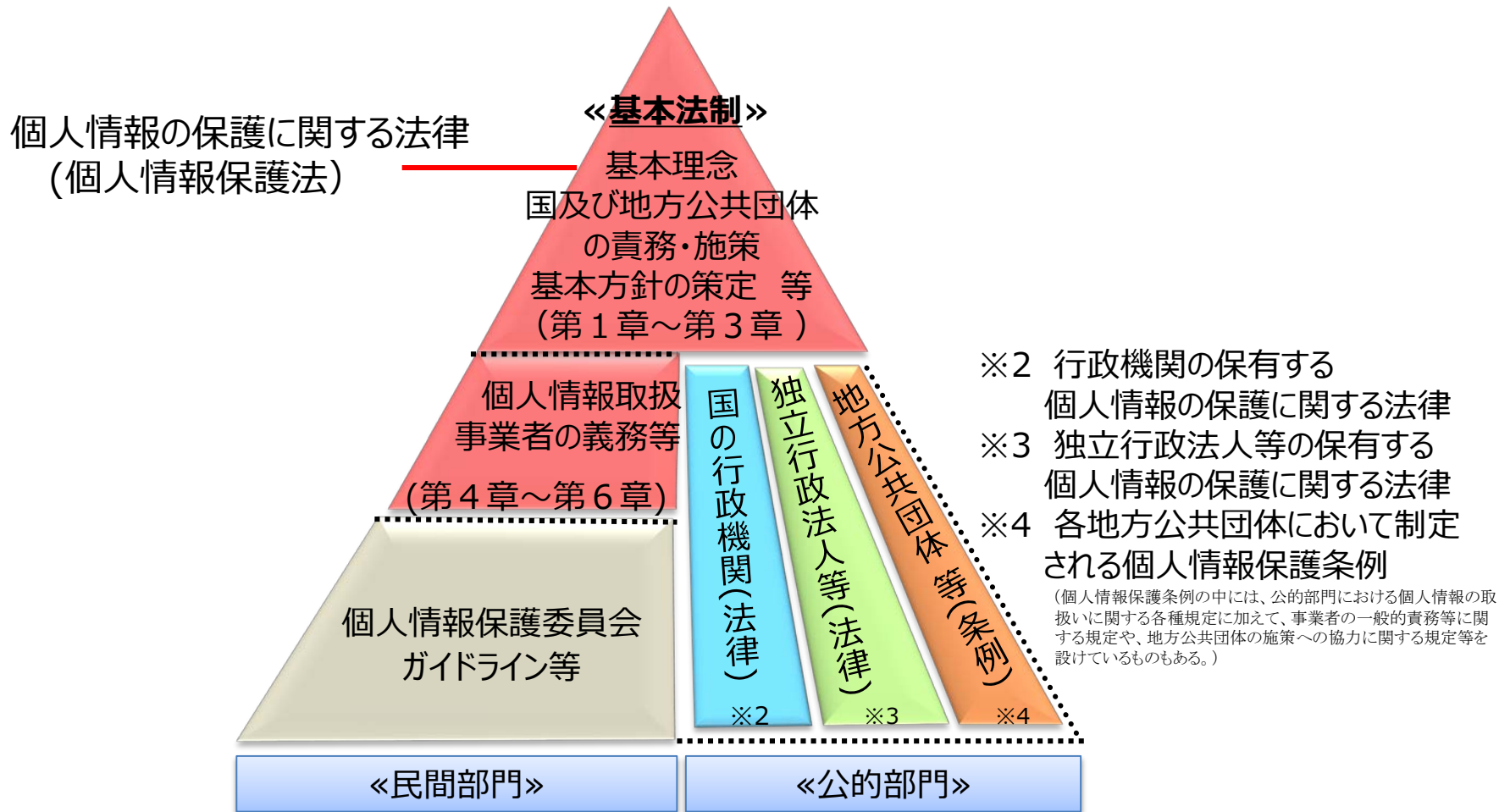


個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している ことに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報保護法について



個人情報保護法について

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化



情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

個人情報保護法について

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

パーソナルデータの利活用環境の整備

取組の目的

匿名加工情報制度の内容周知、相談対応・事例集の公表等を通じて匿名加工情報の理解促進や事業者の取組支援等を行うことで、**利活用環境を整備**。

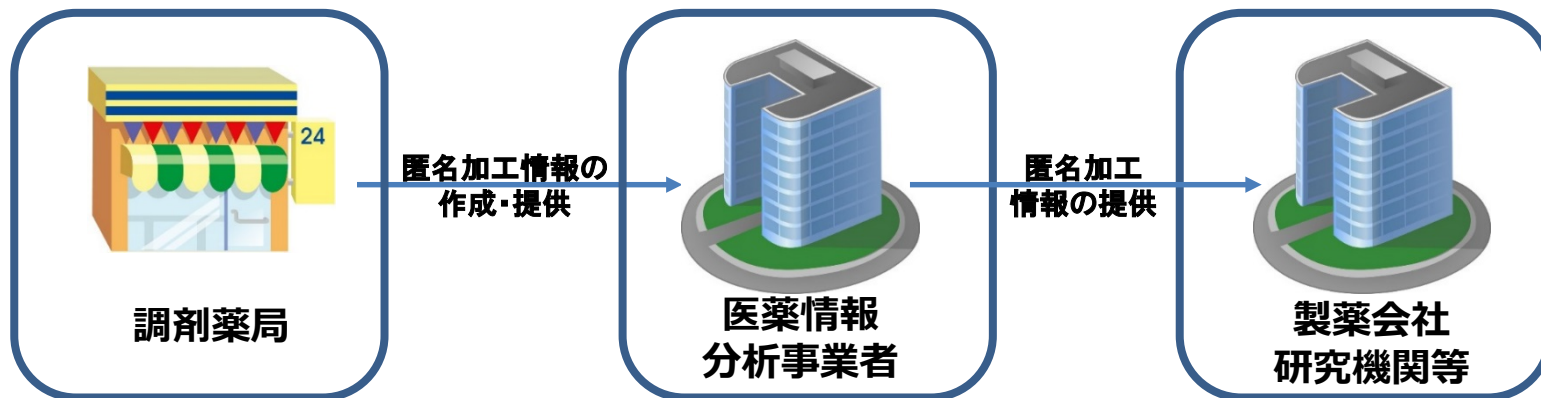
取組状況

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用環境の整備

- 改正個人情報保護法に基づき新設された匿名加工情報制度について、**説明会や事業者ヒアリングを通じて内容の周知を継続的に実施**し、制度の正確な理解を促進。（本年3月現在で、**300社超**が匿名加工情報の作成を公表）
- 事業者等からの相談を受け付ける**相談ダイヤル**において引き続き相談対応を実施。（昨年上半期で**14,309**件）
- **個人情報の保護を図りつつ、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する**観点からの**情報発信を平成29年度内に充実**。

匿名加工情報：処方箋記載事項の利活用事例

- 調剤薬局事業者は、自らが保有する処方箋記載事項から匿名加工情報を作成し、医薬情報分析事業者に提供。
- 医薬情報分析事業者は、当該匿名加工情報を自社利用するとともに、製薬会社や研究機関等に提供。



- 処方箋記載事項から匿名加工情報を作成する際に、各項目について主に以下の加工を行っている。

	情報の項目	加工方法
個人属性情報	氏名等の個人情報	特定の個人の識別ができないよう置換え。
	生年月日	生年に置換え。
	性別	加工なし。
履歴情報	処方せんに関する情報 (処方内容、診療機関、診察科)	特定の個人を識別できる情報は削除。
	調剤に関する情報 (調剤を行った年月日、薬局、薬剤名)	希少な医薬品の利用は特異な記述等として削除。 特定の個人を識別できる情報は削除。
	各種アンケート調査に基づく回答内容	特定の個人を識別できる情報は削除。

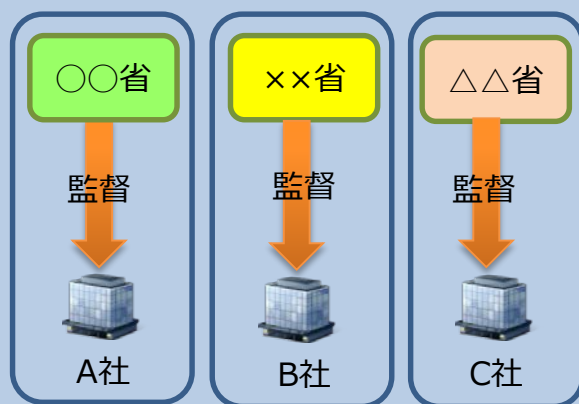
個人情報保護委員会とは

○個人情報保護委員会

- 内閣府の外局、高い独立性のある行政機関
- 主務大臣が有していた監督権限を個人情報保護委員会へ一元化
- 事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる
また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる

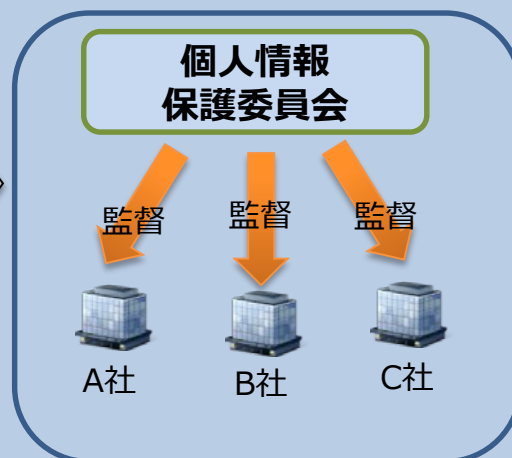
民間事業者の監督体制

改正前（主務大臣制）



重畳的な監督、所管省庁が不明確
といった課題

改正法の全面施行後



一元的な監督体制

公的機関の監督体制*

行政機関個人情報保護法
(対象：国の行政機関)

独立行政法人
個人情報保護法
(対象：独立行政法人等)

個人情報保護条例
(対象：地方公共団体等)

※公的機関の監督体制は、
個人情報保護法の改正前後
で変更はない。

(※)個人情報保護法の具体的な指針として定めた4つのガイドラインを規定
「通則編(個人情報保護法全体の解釈、事例)」「外国にある第三者への提供編」
「第三者提供時の確認・記録義務編」「匿名加工情報編」

個人情報保護委員会とは

沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)

- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置
(特定個人情報保護委員会から改組)

(個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

所掌事務

(第61条)

- ①マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
- ②個人情報保護法に関する事務、監視・監督 (個人情報保護法を所管)
- ③上記①、②に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

組織

- 委員長1名・委員8名 (合計9名) の合議制 (行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使 (任期5年)
- 委員会事務局の職員数 : 127名 (平成30年3月現在)

